

11 児童福祉法及び障害者自立支援法の改正による 障がい児支援の強化について

1 児童福祉法等の改正について

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、児童福祉法及び障害者自立支援法の一部が改正され、平成24年4月1日から本格施行されます。（一部は公布日（平成22年12月10日）及び平成23年10月1日に施行されました。）

2 障がい児支援の強化について

(1) 児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

障がいのある子どもが身近な地域でサービスを受けられるよう、障がい種別等に分かれている現行の障害児施設体系が通所・入所別に一元化されます。

また、在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町になっていることから、県が実施主体である通所サービスについても市町に移行されます。この結果、通所サービスの実施主体はすべて市町となります。

なお、入所サービスについては、引き続き県が実施主体となります。

あわせて、通園施設については、これまでの第一種社会福祉事業から第二種社会福祉事業に変更されることから、地方公共団体、社会福祉法人に加え、NPO法人などの事業者が参入できることとなり、サービスの量的拡大が見込まれます。

(2) 新たなサービスの創設

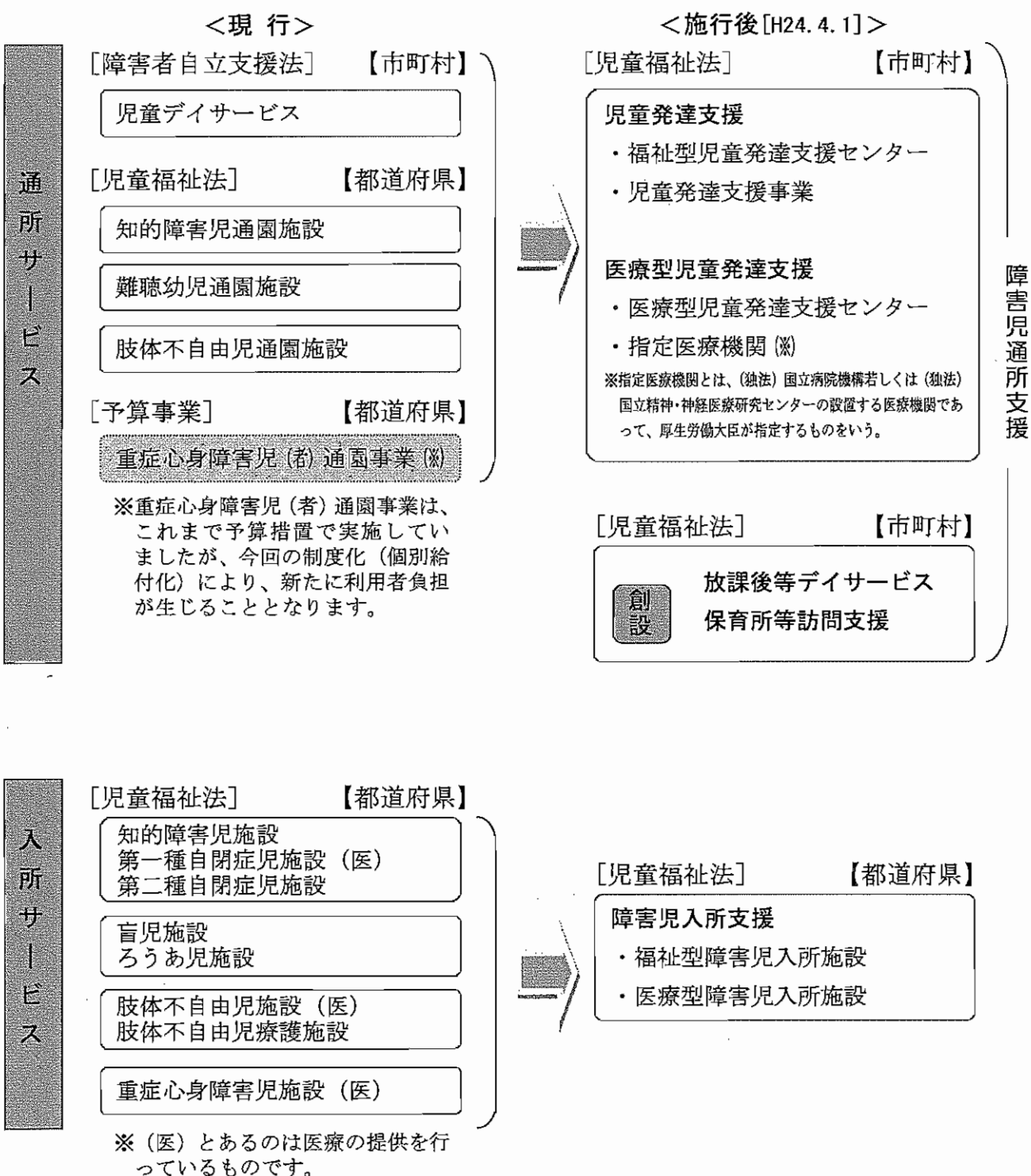
- ① 学齢期障がい児の支援を充実するため、放課後や夏休み等における居場所の確保として、「放課後等デイサービス」が創設されます。
- ② 保育所等に通う障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援を行うため、「保育所等訪問支援」が創設されます。

3 今後の予定について

厚生労働省から政令、省令及び告示等が示され次第、関係事業者を対象とした説明会を開催するとともに、事業者を通じて利用者家族に周知することとしています。

障がい児施設・事業のイメージ

障がい児支援の強化を図るため、現行の障がい種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化されます。



障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

- 相談支援体制の強化 [市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化]
- 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し [18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。]

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日
(平成23年10月1日)から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化)
- (その他)(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日
(平成24年4月1日)から施行

平成22年11月12日 牧義夫衆議院厚生労働委員長が障害者自立支援法等の改正法案を提出
平成22年12月 3日 改正法が成立

(出典：厚生労働省)

(参考)

■新児童福祉法施行後（H24. 4. 1）の通所サービスについて

児童デイサービスや通園事業など現行の通所サービスは「障害児通所支援」というサービスに整理されます。

「障害児通所支援」は、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の4つのメニューで構成されています。（児童福祉法第6条の2）

○児童発達支援（再編）

福祉型児童発達支援センターや児童発達支援事業の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与するサービス。

○医療型児童発達支援（再編）

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センターに通わせ、児童発達支援及び治療を行うサービス。

○放課後等デイサービス（創設）

就学している障がい児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与するサービス。

○保育所等訪問支援（創設）

保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児につき、当該施設を訪問し、当施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与するサービス。

12 社会福祉施設等の施設基準等の条例制定及び県から市町への権限移譲について

国の地域主権改革の一環として、一括法^{※1}（第1次・第2次）が公布され、「義務付け」^{※2}「枠付け」^{※3}の見直しや条例制定権の拡大、「権限移譲」が実施されることとなりました。

※1「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」

第1次：・平成23年4月28日成立、5月2日公布。

・自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るために「義務付け」「枠付け」の見直しや条例制定権の拡大などを図ることを規定。

第2次：・平成23年8月26日成立、8月30日公布。

・「義務付け」「枠付け」の見直しや条例制定権の拡大を図るほか、県から市町等への「権限移譲」等について規定

※2 法令により自治体に一定種類の活動を義務付けること。

※3 法令により自治体の活動について手続き、判断規準等の枠付けを行うこと。

1 施設基準等の条例制定等について

一括法により、これまで国が定めていた社会福祉施設の設置基準等（保育所などの設備や運営に関する基準など）の一部を都道府県条例で規定することとなります。（新たに必要となる条例制定（条例改正を含む）案件については「別表1」のとおり。）

(1) 条例制定の進め方等

一括法の関係部分の施行日は平成24年4月1日となっていますが、その多くは法律の施行から最大1年間の経過措置が認められています。今後、条例の制定等については、関係団体等からの意見聴取や県社会福祉審議会等で議論を行うとともに、県議会等のご意見等を踏まえながら的確に対応していく予定です。

【これまでの経緯と今後のスケジュール等】

① 認定こども園に関する基準について（経過措置なし）

（詳細については別途説明）

平成23年8月	・関係団体等からの意見聴取、意見のとりまとめ
平成23年10月	・社会福祉審議会児童福祉専門分科会において条例制定について説明
平成23年 11～12月	・パブリックコメントの実施
平成23年12月	・県議会健康福祉病院常任委員会で説明
平成24年1月	・社会福祉審議会に報告
平成24年2月	・県議会に条例案を提出
平成24年2～3月	・関係団体等へ周知
平成24年4月	・条例施行

② その他の施設等の基準について（経過措置あり）（主なもの）

- ア 社会福祉施設等（児童施設、高齢者施設、障がい者施設等に関連する基準）・・・㉔
- イ 医療施設等（病院、診療所等の従業者・設備・運営に関する基準）・・・㉕

（㉔は社会福祉施設等に関する内容、㉕は医療施設等に関する内容）

平成 23 年 10 月	・社会福祉審議会において条例制定について説明㉔ ・関係団体等からの意見聴取㉔
平成 24 年 1 月	・社会福祉審議会において検討 ㉔ ・医療審議会において検討 ㉕
平成 24 年 3 月	・県議会健康福祉病院常任委員会で説明㉔㉕
平成 24 年 4～6 月	・パブリックコメントの実施㉔㉕ ・社会福祉審議会において検討 ㉔ ・医療審議会において検討 ㉕
平成 24 年 9 月	・県議会に条例案を提出㉔㉕
平成 24 年 9～ 25 年 3 月	・周知期間
平成 25 年 3 月	・施行

※条例案提出時期については、現時点での予定です。

(2) 施設基準等の定め方について

施設の設備や運営の基準等については、国が各関係法律の項目ごとに、「従うべき基準」、「標準とすべき基準」、「参酌すべき基準」をそれぞれ設定しているところであり、例えば、「従うべき基準」とされたものについては、国が定める基準の範囲を超えることはできません。（別表2「法令と条例の関係」参照）

県としては、この基準を踏まえて、それぞれの施設の設備や運営の基準等について、関係者や利用者、県議会等のご意見を得て、条例として制定していきたいと考えています。

2 権限移譲について

一括法（第2次）では、新たに未熟児の訪問指導等の県から市町への「権限移譲」等について規定されています。（今回の権限移譲案件については、「別表3」のとおり。）

(1) 権限移譲の進め方等

県から市町への権限移譲についても、法律の施行日が平成24年4月1日となっています。（未熟児の訪問指導、育成医療の支給認定等は平成25年4月1日施行）

現在、移譲される市町との意見交換や説明会等を実施するなどして、健康福祉部が所管している事務の円滑な移譲に向けて取り組んでいるところです。

【これまでの経緯と今後のスケジュール等】（主なもの）

《平成24年4月1日から権限移譲するもの》

① 身体障害者相談員及び知的障害者相談員への委託による相談対応、援助

平成23年7月 ・市町担当者会議において権限移譲事務について説明
平成23年9月 ・関係団体に対し、権限移譲事務について説明
平成23年10月 ・市町、関係団体に対し、権限移譲事務を再度周知するため文書を送付
平成24年2～3月 ・事務引継書の取り交わし
平成24年4月 ・権限移譲
平成24年4月以降 ・移譲した事務の相談対応、状況確認等

② 墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可、立入検査、使用禁止命令等

平成23年10月 ・市担当者に権限移譲事務について説明
平成23年10月～平成24年1月 ・各保健所において台帳等、関連書類の整理
平成24年2～3月 ・事務引継書の取り交わし
平成24年4月 ・権限移譲
平成24年4月以降 ・移譲した事務の相談対応、状況確認等

③ 理容所・興行場・公衆浴場・美容所等の衛生基準等の設定等
（保健所政令市である四日市市のみ該当）

平成23年10月 ・四日市市担当者に権限移譲事務について説明
平成23年10月～平成24年1月 ・四日市市が制定する条例への相談対応
平成24年2～3月 ・事務引継書の取り交わし
平成24年4月 ・権限移譲
平成24年4月以降 ・移譲した事務の相談対応、状況確認等

《平成25年4月1日から権限移譲するもの》

④ 未熟児の訪問指導等、育成医療の支給認定等

平成23年7月 ・市町、保健所担当者を含めたワーキンググループを設置
平成23年8月 ・条例に基づく権限移譲を行っている事例がないか、全都道府県へ照会
平成23年10～12月 ・権限移譲の実績がある自治体からの情報収集等
平成24年2月 ・市町担当者に権限移譲事務について説明
平成24年9月 ・受け入れ研修の実施
平成25年2～3月 ・事務引継書の取り交わし
平成25年4月 ・権限移譲
平成25年4月以降 ・移譲した事務の相談対応、状況確認等

⑤ 社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等

平成 23 年 10 月 ～平成 24 年 3 月	・他県等と意見交換、情報収集等
平成 24 年 5～6 月	・地域ごとに分けて市担当者に権限移譲事務について説明 (監査チェックリスト等を用いた実務研修を含む)
平成 24 年 4 月～ 平成 25 年 3 月	・市からの相談対応
平成 25 年 2～3 月	・事務引継書の取り交わし
平成 25 年 4 月	・権限移譲
平成 25 年 4 月以降	・移譲した事務の相談対応、状況確認等

(2) 権限移譲後のフォローアップについて

今回の法改正により権限を市町へ移譲することとなりますが、移譲後についても、当分の間は市町からの問い合わせ等に適切に対応していきたいと考えています。

(3) 既に権限移譲されている案件にかかる県条例の改正について

今回の法改正により権限移譲の対象となる案件のうちの一部(下表参照)については、既に「三重県の事務処理の特例に関する条例」による権限移譲が行われています。これらについては、権限移譲の根拠が条例から法に変わることとなるため、県条例について所要の改正(該当部分の削除等)を行う必要があります。

この条例の改正案については、政策部市町行財政室が全庁的にとりまとめ、平成 24 年 2 月会議に提出する予定となっています。

○「三重県の事務処理の特例に関する条例」により、既に権限移譲されている案件
〔健康福祉部所管分〕

対象となる分野	条例で既に移譲されている先
身体障害者相談員及び知的障害者相談員への委託による相談対応、援助	名張市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市
育成医療の支給認定等	四日市市
墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可、立入検査、使用禁止命令等	津市、志摩市、四日市市
毒物・劇物業務上取扱者の届出受理、廃棄物の回収命令、立入検査等	四日市市
薬局の開設の許可、製造販売業の許可、薬局開設者からの報告徴収、立入検査等	四日市市
結核指定医療機関の指定、報告徴収、立入検査等	四日市市

別表1 一括法に基づく条例制定(改正)案件〔健康福祉部所管分〕

対象となる基準	該当する施設・サービス
児童施設の従業者・設備・運営に関する基準	○指定通所支援事業 ○指定障害児入所施設等 ○児童福祉施設
児童施設の指定に関する基準	○指定障害児通所支援事業 ○指定障害児入所施設
高齢者施設の従業者・設備・運営に関する基準	○養護老人ホーム、特別養護老人ホーム ○基準該当居宅サービス ○基準該当介護予防サービス ○指定居宅サービス ○指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設 ○指定介護療養型医療施設 ○指定介護予防サービス
高齢者施設の指定に関する基準	○指定居宅サービス ○指定介護予防サービス ○指定介護老人福祉施設
障がい者施設の従業者・設備・運営に関する基準	○基準該当障害福祉サービス事業 ○指定障害福祉サービス事業 ○指定障害者支援施設 ○障害者支援施設 ○障害福祉サービス事業、地域活動支援センター、福祉ホーム
障がい者施設の指定に関する基準	○指定障害福祉サービス事業
認定こども園の認定の要件に関する基準	○認定こども園 ^(注1)
病院、診療所等の従業者・設備・運営に関する基準	○病院 ○診療所 ○療養病床を有する診療所
保護施設の従業者・設備・運営に関する基準	○保護施設
社会福祉施設の設備・運営に関する基準	○軽費老人ホーム ○婦人保護施設
移動等円滑化のために必要な道路の構造・特定公園施設の設置に関する基準	○道路 ○特定公園施設
食品衛生検査施設の設備、職員配置に関する基準	○食品衛生検査施設

注1) 認定こども園については、既存の「認定こども園の認定基準等に関する条例」の改正。

注) 「一括法」(第1次・第2次とも)に基づく施設設置基準等については、各関係法律の項目ごとに、「従うべき基準」「標準とすべき基準」「参酌すべき基準」とが設定されており、「従うべき基準」とされたものについては、国が定める基準の範囲を超えることはできません。(別表2「法令と条例の関係」参照)

別表2 法令と条例の関係

区分	従うべき基準 (法令に必ず適合し なければならない基 準)	標準とする基準	参酌すべき基準 (法令を十分参照 しなければならない 基準)
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容
異なるものを定めた場合	法令の基準の範囲を超える場合は違法	合理的な理由がない場合は違法	「参酌する行為」を行わなかった場合は違法

別表3 一括法に基づく県から市町への権限移譲案件〔健康福祉部所管分〕

対象となる分野	移譲先
身体障害者相談員及び知的障害者相談員への委託による相談対応、援助	市町 ^(注2)
未熟児の訪問指導等	市町
育成医療の支給認定等	市町 ^(注2)
墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可、立入検査、使用禁止命令等	市 ^(注2)
社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等	市
理容所の衛生措置基準の設定等	保健所政令市
興行場の衛生措置基準の設定等	保健所政令市
旅館の構造設備基準及び衛生措置基準の設定等	保健所政令市
公衆浴場の衛生等措置基準の設定等	保健所政令市
クリーニング業が講ずべき措置の基準設定	保健所政令市
毒物・劇物業務上取扱者の届出受理、廃棄物の回収命令、立入検査等	保健所政令市(全て移譲済み) ^(注2)
美容所の衛生措置基準の設定等	保健所政令市
薬局の開設の許可、製造販売業の許可、薬局開設者からの報告徴収、立入検査等	保健所政令市(全て移譲済み) ^(注2)
結核指定医療機関の指定、報告徴収、立入検査等	保健所政令市

注2) 本県の事務処理特例条例により、既に「移譲済み」となっている案件も含まれています。

注3) 保健所政令市については、県内では四日市市が該当します。

13 認定こども園の認定基準等に関する条例の改正について

1 改正の必要性

平成23年5月2日、「地域主権推進一括法(※1)」が公布されたことに伴い、「認定こども園の推進に関する法律(※2)」が一部改正されました。

この法律改正により、都道府県の条例に委任されることになった内容について、現行の「認定こども園の認定基準等に関する条例」の改正を行う必要があります。

(※1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

(※2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

2 改正の考え方

改正後の「認定こども園の推進に関する法律(※2)」において、入所・入園の資格基準は「従うべき基準」、その他の基準は「参酌すべき基準」と区分されました。

このことから、現行の「認定こども園の認定基準等に関する条例」に、次の基準を規定する予定です。それぞれの基準の具体的な内容は別紙のとおりです。

なお、これらの基準は、法律及び基準に定められていたものを、県の条例に定めるもので、その内容について実質的な変更はありません。

(1) 従うべき基準

①教育、保育等を総合的に提供する施設(幼稚園又は保育所等)の認定要件のうち、入所・入園の資格基準

②教育、保育等を総合的に提供する施設(幼保連携施設)の認定要件のうち、入所・入園の資格基準

(2) 参酌すべき基準

認定こども園の表示に関する基準

3 施行期日

平成24年4月1日

4 これまでの経緯と今後の予定

平成23年 5月 「認定こども園の推進に関する法律(※2)」の一部改正

平成23年 8月 「認定こども園の認定基準等に関する条例」の一部改正について、市町、認定こども園設置者及び関係団体から意見聴取

平成24年 2月 平成24年第1回定例会2月会議に議案を提案

(別紙)

1 「従うべき基準」について

①教育、保育等を総合的に提供する施設（幼稚園又は保育所等）の認定要件のうち、入所・入園の資格基準

- ◎当該施設が幼稚園である場合は、幼稚園教育要領による教育を行うほか、教育のための時間終了後、児童福祉法に規定する幼児に対する保育を行うこと。
- ◎当該施設が保育所等である場合は、児童福祉法に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。
- ◎子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育の需要に照らし、必要なものを保護者の要請に応じ行うこと。

②教育、保育等を総合的に提供する施設（幼保連携施設）の認定の要件のうち、入所・入園の資格基準

- ◎当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
- ◎当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。
- ◎子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育の需要に照らし、必要なものを保護者の要請に応じ行うこと。

2 「参酌すべき基準」について

認定こども園の表示に関する基準

- ◎認定こども園の設置者は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

(参考)

○ 「認定こども園」について

認定こども園とは、保護者が働いている、いないにかかわらず子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能と、地域における子育て支援を行う機能を備える施設であり、都道府県知事がこれを認定します。

「認定こども園」の施設類型

- ①幼保連携型（認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うタイプ）
- ②幼稚園型（認可幼稚園が、保育所的な機能を備えるタイプ）
- ③保育所型（認可保育所が、幼稚園的な機能を備えるタイプ）
- ④地方裁量型（幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ）

○ 「認定こども園の認定基準等に関する条例」について

平成18年10月24日公布施行

14 三重県子ども条例に基づく取組について

県では、平成23年4月1日から「三重県子ども条例」（以下「条例」という）を施行しています。

この条例は、地域の多様な主体がともに連携、協働して子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりを進めようとするものであり、これによって子どもの権利が尊重される社会の実現をめざすというものです。

このため、子どもの意見表明、参画の機会としての「とどけ！こども会議」の実施、地域で子どもの育ちを見守り、支える人材として「子育てサポーター」の養成、子どもや子育て家庭を地域社会全体で支えるという趣旨に賛同する企業・団体が構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」等と協働した「子育て応援！わくわくフェスタ」や「わくわく！チャレンジタウン」の実施などの事業に取り組んできています。今後、新たに次のことに取り組みます。

県が実施する取組

1 子ども専用電話相談窓口の設置（条例第12条（相談への対応））

（1）目的

既存の子どもを対象とした主な相談窓口としては、健康福祉部、教育委員会、警察本部等の行政機関が対応するものと、NPO 法人が設置している子ども専用の電話相談である「チャイルドラインMIE」があります。

現状は、行政機関への相談については、ほとんどが保護者や親族、教員といった大人からのものであり、子どもからの相談は非常に少ない状況にあります。また、NPO 法人の相談電話には年間10,000件を超える相談が寄せられてはいますが、この電話相談は傾聴することで子どもの悩みを受け止めることを使命としています。

そこで、今回設置する相談窓口では、子どもとともに悩みごとの状況や気持ちを整理し、子どもに寄り添いながら解決をめざします。なお、事案によっては専門機関につなげます。（別紙1参照）

（2）主な内容

- 名 称：こどもほっとダイヤル
- 電話形式：県内フリーアクセス
- 相談時間：毎日13:00～21:00（年末年始除く）
- 相談体制：常時2人の相談員が対応
- 相談員の技能、資質向上：研修の実施、専門的支援としての監修指導者の配置
- 平成24年2月中旬開設予定

（3）周知方法

- 県内全児童、生徒に周知用マグネットカードを配布します。

- 情報誌、チラシ（各学校、イベント等で活用）、ホームページなどにより周知します。

2 子どもの生活に関する意識、実態等についての調査（条例第14条（調査））

（1）目的

子どもたちの日常生活における意識や実態、子どもをとりまく大人の意識や地域社会の状況について調査します。

その結果を「地域と子ども白書」（仮称）としてとりまとめ、公表するとともに、子どもの育ちを支える地域社会の理解と具体的な取組が推進されるよう活用をはかります。

（2）調査内容（別紙2参照）

- ① 家庭、学校、社会における子どもの生活実態
- ② 子どもの自己肯定感
- ③ 子どもにとって大切なこと
- ④ 子どもと地域
- ⑤ 「三重県子ども条例」を推進するための取組案

（3）調査の方法及び対象等

- 子ども調査（アンケート調査）
 - ・小学5年生 約2,000件
 - ・中学2年生 約2,000件
 - ・高校2年生 約2,000件
 - 保護者調査（アンケート調査）
 - ・小学生及び中学生の保護者 約4,000件
 - 一般県民調査（アンケート調査） 約3,000件
 - 関係者・関係機関・団体調査（聴き取り調査）
子育て団体やスクールカウンセラー
- ※ 平成24年3月に「地域と子ども白書」（仮称）概要版を常任委員会に報告します。

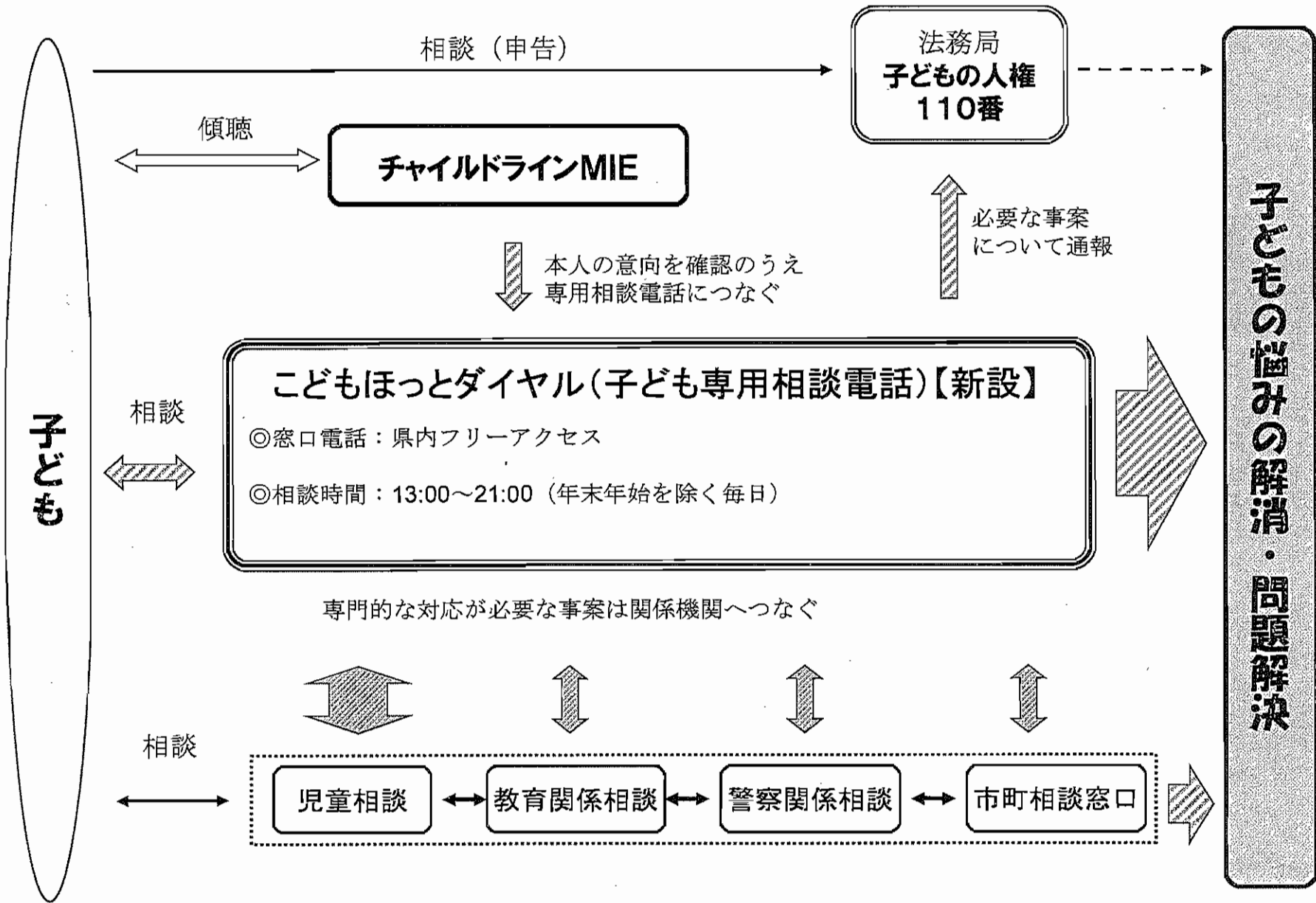
3 条例に基づく県の施策の実施状況の評価と公表（条例第15条（年次報告））

庁内の推進組織である「三重県こども・青少年施策総合推進本部」において、子どもにかかわる施策を総合的に推進していくこととし、次のことに取り組んでいます。

- （1）三重県こども・青少年施策総合推進本部幹事会に設置した「子ども施策推進ワーキング部会」で、子どもにかかわる施策の実施状況を全庁的に評価する方法を検討しています。
- （2）子どもが意見を表明する機会であるとともに、県の施策に関して子どもの意見を受け止め、活用するためのアンケートを行う「キッズモニター」制度を、県政の多くの分野で活用するよう運用しています。

子ども専用相談電話（イメージ）

別紙1



構成案		調査内容			
章	白書の項目	主な概要	テーマ	主な調査・質問内容	
1章	みえの地域と子どもの状況	・子どもの数の推移など統計データを中心に子どもの状況を表す。			
2章	子どもの生活 1) 子どもと家庭	・子どもの家庭生活、学校生活、社会生活等について、アンケート調査や文部科学省の調査を活用して分析する。 ・特に、子どもと家族とのつながりについて、子ども調査との比較をするための保護者の意識も調査する。	生活習慣	朝食の摂取 起床・就寝時間、睡眠時間 家庭での時間の使い方	
			保護者の悩み	【アンケート】子どもに関する保護者の悩み	
			家族関係	【アンケート】家族との会話	
				【アンケート】親の子どもへの関心	
				家族との夕食	
				【アンケート】家での悩みの相談	
				【アンケート】家でのいやな気持ちになること	
				【アンケート】家族にされてうれしいこと	
				【アンケート】親の役割	
			2) 子どもと学校	学校生活	学校での学習、学力の状況 学校での友達、先生との関係 学校における子どもの意見表明
3) 子どもと社会	自由時間	【アンケート】自由な時間の過ごし方			
	放課後生活	学習塾への通塾状況			
	社会生活	携帯電話、インターネットの利用 読書習慣、新聞ニュースへの関心			
3章	子どもの自己肯定感 1) 生活の充実感、不安感	・子どもたちがどんなことに楽しく感じ、どんなことに対しつらく感じるのかについて探る。 ・子どもが受け入れられ、安心して育つ環境、また、子どもの意欲や悩みを受け止める環境について把握する。	子どもの特徴	【アンケート】子どもの特徴	
			楽しいこと	【アンケート】楽しいと感じること	
			つらいこと	【アンケート】つらいと感じること	
				【アンケート】つらいときにどうするか	
			自己肯定感	【アンケート】生活観・将来についての意識	
				【アンケート】子どもの自己肯定感	
				【アンケート】周囲からの愛情	
			2) 子どもの居場所と相談相手	居場所	【アンケート】ほっとする場所
				相談相手	【アンケート】友だちとのつきあい
					【アンケート】困ったことや悩みの相談相手
4章	子どもにとって大切なこと 1) 子どもの意識・大人の意識	・子どもが生活する上で大切に思っていることについて、大人とのギャップ等を考察する。	自己決定	【アンケート】子どもの自己決定	
			大人の姿勢	【アンケート】大人の理解	
				【アンケート】大人の傾聴姿勢	
				【アンケート】大人にはげまされた経験	
5章	子どもと地域 1) 子どもと地域の関わり	・子どもの地域活動への参画、子どもと地域との多面的な関わりについて現状を示す。 ・子どもと地域がかかわることの重要性や課題等について分析する。	地域行事への参加	【アンケート】地域の行事への参加	
				【アンケート】参加理由	
				【アンケート】地域で活動したい・させたいこと	
			地域との関わり	【アンケート】地域でのあいさつ	
				【アンケート】地域での褒め・注意・相談	
				【アンケート】地域での褒め・注意する人の属性	
				【アンケート】地域での褒め・注意時の受け止め	
				【アンケート】近所とのつきあい	
				【アンケート】子どもの地域への愛着	
			2) 子どもを育む地域力	地域力	【アンケート】子どもへの関心
					【アンケート】子どもと関わる時の心がけ
					子どもと地域の関わり状況・課題
			地域の役割	【アンケート】地域の役割として期待すること	
				学校(施設)と地域の連携・協力の状況	
子どもの育ちを支える取組・施策の状況					
6章	「三重県子ども条例」を推進するために	・白書の内容を踏まえ、条例の推進に向けた取組案をまとめる。	条例認知度	【アンケート】県子ども条例の認知度・認知手段	
			取組案	施策への反映や実践に向けた提案	

15 子ども虐待防止啓発月間(11月)の取組について

子どもを虐待から守るためには、県民の関心と理解が重要です。

こうしたことから、条例で定められている11月の「子ども虐待防止啓発月間」に、市町や民間団体等と一体となり、県民の皆さまに対する啓発活動を展開しました。

1 子ども虐待防止啓発キャラバン隊

県のキャンペーンカーと、協力NPOや企業の自動車等で構成するキャラバン隊により県内を巡回し啓発しました。

(1) 県庁前での出発式

- ・ 知事による子ども虐待防止メッセージ宣言
- ・ 主な参加者：知事、県議会議員(議長、健康福祉病院常任委員長等)、みえ次世代育成応援ネットワーク会員(企業・NPO等)、民生委員・児童委員等福祉関係者他



<出発式の様子>

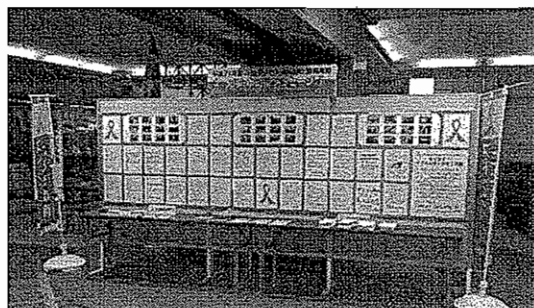
(2) 知事からの子ども虐待防止メッセージ伝達式

(紀伊半島大水害の復旧・復興中である熊野市及び紀宝町を除く27市町で実施)

- ・ 知事メッセージの伝達
- ・ 市町長からの「子ども虐待防止メッセージ」受領(全市町より受領)
- ・ 27市町延べ参加人数：1,585人
- ・ 主な参加者(団体)：市町長、民生委員・児童委員、市町社会福祉協議会長等、みえ次世代育成応援ネットワーク会員、保育園児他
- ・ 知事及び市町長メッセージを県庁県民ホール、県総合文化センター等に展示



<メッセージ伝達式の様子>



<知事及び市町長メッセージの展示>

県庁県民ホール(17~22日)、アスト津(23~25日)
県総合文化センター(26~27日)

(3) 企業・NPO等との一体的な広報及び啓発

- ・ みえ次世代育成応援ネットワーク会員等の使用する自動車へのマグネット貼付による広報・啓発

2 キャンペーンカーによる県内巡回広報（11月1日～30日）及びスーパーマーケット等（20か所）での広報活動

ティッシュペーパー、リーフレット等の啓発物品を配布しました。



<キャンペーンカーで県内巡回>



<スーパーでの街頭啓発>

3 子ども虐待防止標語の募集

募集期間 平成23年8月～9月30日

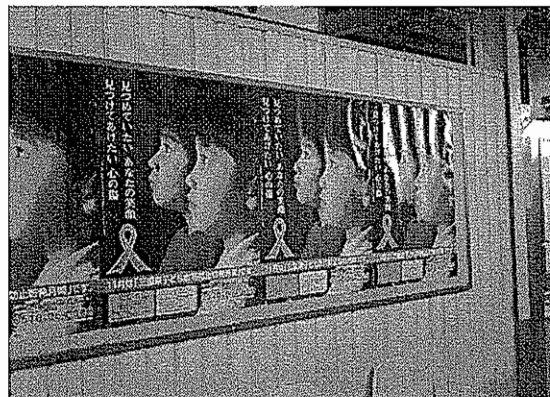
応募総数 87作品

優秀作品 「見つめていたい あなたの笑顔 見つけてあげたい 心の傷」

志摩市 西岡 俊さんの作品

4 子ども虐待防止啓発ポスターの掲示

3.で紹介の標語を記載したポスターを県内市町、関係団体へ配布するとともに、近鉄（桑名・富田・四日市・白子・津・松阪・伊勢市・鳥羽・名張及び名古屋）、JR東海（尾鷲・熊野市）、伊賀鉄道（上野市）の各駅に掲示しました。



<駅に掲示されたポスター>

5 オレンジリボン運動

子ども虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボンを活用した啓発活動を実施しました。

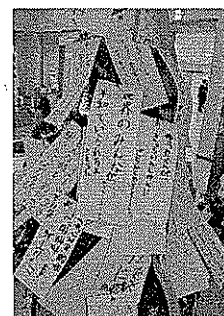
(1) 県民参加によるオレンジリボン作り運動

希望する個人および団体（企業、学校、社会福祉施設等）にオレンジリボンキットを配布（50,000個分）

(2) オレンジリボン着用運動（10,000個分）

(3) オレンジリボンツリー

ララスクエア四日市にコーナーを設置



<ララスクエア四日市の様子>

6 乳幼児揺さぶられ症候群予防啓発の取組

子ども虐待と関連のある乳幼児揺さぶられ症候群の理解を深めるため、講演会及びシンポジウムを開催しました。

(1) 開催日 平成23年11月22日（火）

(2) 開催場所 三重県勤労者福祉会館6階 講堂

(3) 出席者 保健師、助産師、看護師、保育士など約100人

(4) 内容 ①乳幼児揺さぶられ症候群のメカニズム、予防教育の進め方等 ②乳幼児揺さぶられ症候群予防教育用DVDの視聴 他

なお、視聴した予防教育用DVDは、乳幼児揺さぶられ症候群予防対策に積極的に取り組んでいる「NPO法人MCサポートセンターみっくみえ」から、三重県と三重県産婦人科医会に寄贈されたものです。今後、県内医療機関、市町等とともにDVDを活用し予防啓発に取り組んでいきます。

*乳幼児揺さぶられ症候群（SBS:Shaken Baby Syndorome）は乳幼児を激しく揺さぶることにより脳内出血等を起こし重い障がいを残したり、死に至ることもある事象で、特に首がすわっていない乳児には非常に危険で、身体的虐待の形態のひとつとされています。

7 児童相談センター・教育委員会・警察の連絡会議開催

子ども虐待に対し、迅速かつ適切に対応するため、子ども虐待防止啓発月間である11月に児童相談センター、教育委員会、警察による連絡会議を開催し、連携の強化を確認しました。

(1) 開催日 平成23年11月16日(水)

(2) 出席者 こども家庭室、児童相談センター、教育委員会生徒指導・健康教育室、警察本部少年課

(3) 協議事項

① 具体的事例における検討・協議

10月に名古屋市で発生した中学2年生の男子生徒の虐待死亡事例についての意見交換

② 実施済み連絡会議・訓練等の効果について

8月から9月に開催された児童相談所・警察・教育委員会間の連絡会議と立入調査模擬訓練の検証

③ 市町教育委員会との連携について

市町教育委員会における虐待防止、早期発見の取組に関する情報交換

見つめていたい
あなたの笑顔
見つけてあげたい
心の傷

守ります！ 子どもの命と未来と笑顔

虐待によって次世代を担う子どもたちの命や未来が奪われることは絶対にあってはなりません。

県民の皆さんとともに全力をあげて子ども虐待防止に取り組み、三重の子どもたちの命と未来と笑顔を守ります。

平成23年11月1日
三重県知事 鈴木英敬



わたしたち度会町は、子ども虐待の早期発見や適切な保護のため、住民、関係機関との連携を深めるとともに、地域のつながりを大切に、子ども虐待の防止に向けて積極的に取り組んでいます。今後、なお一層、地域の皆さんへの啓発を推進し、子どもたちが安心して幸せに暮らせる町づくりを目指していきます。

平成23年11月1日
度会町長 中村順一

伊賀市では通告を支援の始まりと捉え、関係機関が共通意識のもと連携し、子どもを虐待から守ることに努めます。また、地域全体で子育て家庭を支援し、育児不安を少しでも軽減することで、虐待の未然防止を図ります。

平成23年11月1日
伊賀市長 内藤博仁

子どもは町の宝

大紀町は、地域全体で子どもたちの笑顔を守ります。

平成23年11月1日
大紀町長 谷口友晃

子どもたちの笑顔は私たちの財産です。すべての子どもが夢をもって、健やかに育つよう、地域の「絆」を深め、子どもの声に耳を傾け、寄り添い、見守り、子ども虐待のない優しく強い川越町を実現していきたいと思っております。

平成23年11月1日
川越町長 川越展宏

木曾町では、子どもたちの笑顔を守るため、地域と家庭と行政が手をつないで、虐待防止に取り組んでいきます。

平成23年11月1日
木曾町長 加藤隆

南伊勢町では、子どもを虐待から守るために、地域、教育、行政の各関係機関が連携を取り合って子育て家庭を支援します。町民が一人となり、南伊勢町の「宝」である子どもの命と未来、そして笑顔を守ります。

平成23年11月1日
南伊勢町長 小山巧

私たちのまち多気町では、関係機関と連携を密にし、子ども達の健全な成長を途切れなく見守ります。

平成23年11月1日
多気町長 久保伸夫

子ども虐待の防止は、子ども一人一人の権利を守ること、大人一人一人の責任をしっかりと果たすこと、そして、**Stop! 虐待!**

平成23年11月1日
東牟婁町長 水谷敏弘

高岡市では、虐待を絶対にゆるしません。すべての子どもが、笑顔で暮らせるように、子どもたちのSOSに耳を傾け、子育て支援を強化し、市民の皆さんとともに虐待防止と予防に努めます。

平成23年11月1日
高岡町長 木田久一

鈴鹿市は、虐待から子どもたちを守るため、市民のみならず安心して子育てができる環境づくりを進め、地域の支援ネットワークを広げていきます。そして、子どもたちの笑顔が輝き、市民全体で支え合うまちづくりに努めます。

平成23年11月1日
鈴鹿市長 末松則子

児童虐待は、子どもの心に深い傷を残し、子ども一人ひとりが持つ未来への可能性を奪うことになり、決して許されるものではありません。津市は、子どもたちの命と未来を守るために、地域社会全体で児童虐待の予防に取り組んでいきます。

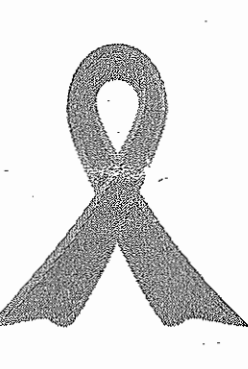
平成23年11月1日
津市長 前原泰幸

紀北町は、安心して子育てができる環境づくりに努めます。虐待防止には、社会全体での取り組みが必要であるとの考えから、全ての人々・団体と連携を深めていきます。

平成23年11月1日
紀北町長 尾上寿一

明和町では、地域の皆様、団体との連携を深め、虐待を未然に防止する体制づくり、子どもたちの人権と安全を守ります。虐待のない、子どもたちの笑顔あふれる元気な町づくりを進めます。

平成23年11月1日
明和町長 中野奇亮



熊野市は、虐待にかかわるどんな小さな兆候や連絡も見逃しません。すべての子どもたちの笑顔を守るために、子どもに囲むすべての人々、団体との連携を深め全力で子育てをサポートします。

平成23年11月1日
熊野市長 河上毅

子どもは名張市のかげがえのない大切な宝です。名張市の未来を担っていく大切なこの子どもたちの命と権利を守り、安心して生活できるよう、市民と行政、各関係機関が力を合わせて児童虐待防止に努めます。

平成23年11月1日
名張市長 鹿井利克

子どもは社会の宝です。次代を担う無限の可能性をもつ大切な存在です。「子どもにやさしいまち四日市」をめざして、すべての子どもの幸せのために、市民の皆さんとともに、児童虐待防止に取り組んでいきます。

平成23年11月1日
四日市市長 田中復行

御浜町では、子どもたちのSOSの声に耳を傾け、安心して子育てができる環境づくりを目指します。

平成23年11月3日
御浜町長 古川治典

わたしたち大台町では、人と、絆に恵まれた自然と伝統を通して、子どものいきいきと輝く笑顔を守るため、地域みんなが力を合わせ安心して子育てができる環境づくりを目指します。

平成23年11月1日
大台町長 尾上武彦

我野町の子どもたちの笑顔と元気を守るため！子どもに関わる人々、団体との連携を深めます。町ぐるみの見守りが虐待ゼロの第一歩、子どもの安全・安心を守ります。

平成23年11月1日
我野町長 石原正敏

いなべ市に生まれ育つすべての子どもに途切れのない支援を行うとともに、虐待防止に取り組めます。また、地域の皆さんとのつながりの中で安心して子育てができる環境づくりを進め、「子育てに優しいまちいなべ市」を目指します。

平成23年11月1日
いなべ市長 日沖靖

わたしたちは、すべての子どもたちの笑顔を守るため、地域全体で子育てを支援し、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを進めます。

平成23年11月1日
尾鷲市長 岩田邦人

地域と家庭と行政が手をつないで児童虐待の防止に取り組み、笑顔あふれる子どもがいっぱいのまちをめざします。

平成23年11月1日
伊勢市長 鈴木健一

わたしたち紀宝町は、子どもに対する重大な権利侵害である虐待は絶対に許しません。次代を担う子どもたちを守るため、町民の皆様と力を合わせて地域全体で虐待防止に取り組めます。

平成23年11月1日
紀宝町長 西田 健

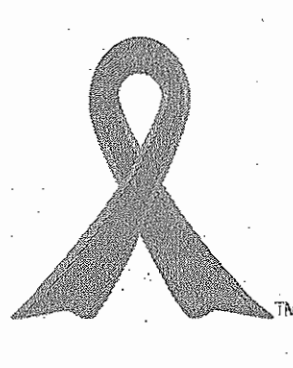
玉城町は虐待を決して許しません。子どもたちの笑顔を守るため、地域の皆さんと一体となって虐待防止に取り組む、安心して子どもを産み育てることのできる町づくりを目指します。

平成23年11月1日
玉城町長 辻村 修一

朝日町は、未来に輝く子どもたちの笑顔を守るため、児童虐待を撲滅するため、家庭・地域・行政が連携して児童虐待の早期発見・早期対応に取り組めます。

平成23年11月1日
朝日町長 日比野 訓

オレンジリボンとは、オレンジリボンには、「子ども虐待防止」というメッセージが込められています。子どもが虐待によって命を奪われるという痛ましい事件をきっかけに、オレンジリボン運動が始まりました。オレンジリボンを見たとときに、子どもへの虐待防止を思い出してください。



子どもの痛み みんなで支えあおう。

平成23年11月1日
本坂市長 山中元彦

11月は子ども虐待防止啓発月間です!

「虐待かな?」と思ったら、迷わず電話(通告)を!!

児童相談所全国共通ダイヤル

お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。

0570-064-000

● 子ども虐待の相談は市町でも受け付けています。● 匿名で相談(通告)することができます。

虐待により大切な幼い命が奪われています。志摩市は、児童虐待の問題を地域全体の課題として受けとめ、子どもたちの命と心を守り、保護者を孤立させないよう、市民と一丸となり取り組んでいきます。

平成23年11月1日
志摩市長 大口克也

「亀山の子供 みんなで育てみんなが育とう」をスローガンに子育てしやすいまちづくりをめざしています。これから支援ネットワークを活かし、市民の皆さんと力を合わせ、児童虐待防止に取り組めます。

平成23年11月1日
知良市長 知良 裕子

みんなが育てよう! 子どもの笑顔。未来を担う子どもたちは、家族の宝であるとともに地域や社会の宝です。すべての子どもたちの健全な心身の成長を願い、みんなの力をあわせて虐待から守ります。

平成23年11月1日
桑名市長 水谷 元

16 こどもの発達支援体制の強化について

I 現在の検討状況

三重県の子どもの発達支援体制の強化が求められる中、「草の実リハビリテーションセンター」と「^{こども}小児心療センターあすなろ学園」の一体整備を具体化するため、「こどものこころとからだの発達支援体制強化調査事業」を進めており、今回中間とりまとめとして、次のとおりご報告いたします。

1 本県における発達支援体制に関する現状

(1) 社会的な背景によるニーズの高まり

重度化、重複化する障がい児が増加傾向にある一方、専門医や在宅医療の支援体制が不十分な状況である。

(2) 草の実リハビリテーションセンターの現状

- ① 県内唯一の肢体不自由児施設であり、小児整形外科診療や小児リハビリを実施する医療施設である。また、重症心身障がい児通園事業の実施、療育センターや特別支援学校等への巡回相談等を実施している。
- ② 麻酔科医不足により、手術機能は三重病院と連携し対応している。入所児が減少する一方、外来のリハビリニーズは高く、新規のリハビリ予約は1～2ヶ月待ちの状況である。
- ③ 重複障がいをもつ子どもの来所も増加し、あすなろとの連携強化も必要と考える。

(3) 小児心療センターあすなろ学園の現状

- ① 全国唯一の独立した児童精神科病院であり、数少ない子どもの心の診療拠点病院かつ第一種自閉症児施設。市町における発達障がいに関する総合窓口の設置支援、アドバイザーなどの地域の人材育成などに取組んでいる。
- ② ニーズの高まりにより新規患者の予約待ちの長期化は著しく、新規の外来予約は3～4ヶ月待ちの状況である。また、早期の対応がされず、問題が複雑化し、入院が長期化する傾向にある。
- ③ 早期発見・早期支援による二次的障がいを回避する取組も必要である。

(4) 三重こども病院群との関係

- ① 本県に独立したこども病院がない中、三重大学医学部附属病院、国立病院機構三重病院、国立病院機構三重中央医療センターが、高度な小児の専門医療を提供する「三重こども病院群」として中核的な役割を担っている。

・三重大学医学部附属病院：最先端の高度先進医療を実施する医療機関

- ・三重病院：小児の慢性疾患などを実施する医療機関
 - ・三重中央医療センター：新生児救急医療の中心的な医療機関
- ② 草の実では、麻酔科医の確保が困難な状況であり、手術機能は三重病院と連携し対応している。整形外科のため小児科的な対応が困難であり、入院時の急変への対応においても、三重病院との連携が不可欠な状況である。
- あすなろと三重病院間では、小児科による身体管理、児童精神科による心の専門医療など、それぞれの子どもの状況に応じた連携を実施している。
- その他、対象児は、多様な診療科を受診するケースが多く、とりわけ重度な疾患は高度な専門性を持つ三重こども病院群と個々に連携している。

(5) 地域の医療機関等との関係

① 草の実と地域の医療機関との関係

地域の医療機関からの紹介率は約6～7割。身近な地域において、ニーズに応じた医療や訓練の実施、さらに十分な訓練回数の確保などが求められている。地域では小児に対応できる専門職種は少ない状況である。また、保護者への支援機能の充実も求められている。

② あすなろと地域の医療機関との関係

昨今の発達障がいへの診断ニーズが高まる中、外来患者の増加による予約待ちの長期化を解消するため、関連性が高い地域の小児科との連携が求められている。

2 本県における発達支援体制に関する課題とその解決方策の検討

(1) 両施設の連携による多様化・変化するニーズへの対応

多様化し、変化する医療ニーズに的確に対応するため、長期の予約待ちの解消や二次的障がいの回避、重複障がいへの対応などの環境づくりとともに、保護者の負担感の軽減を図るための支援の充実が必要であり、これらに総合的に対応するために、草の実とあすなろの連携強化が重要である。

(2) 医師をはじめとする専門人材の確保・育成

草の実とあすなろはそれぞれ高い専門性を有するが、「三重こども病院群」との連携により、総合的な小児医療体制を構築し、より魅力ある臨床の場として、小児整形外科・児童精神科分野の人材の確保・育成につなげていく必要がある。

(3) 地域の支援機能を高める

草の実やあすなろは様々な地域支援に取り組んでいるが、身近な地域で、継続的に、専門的な医療や訓練を受けられる環境づくりも求められている。そのため、地域の人材育成、関係機関とのネットワーク構築など、県全体の支援機能の向上に取り組む必要がある。

(4) 子どもにとって適切な治療・育成環境の提供

両施設は、医療と児童福祉の複合施設である。築後 30 年以上を経過し、施設が老朽化しているため、入所児の安全面でのリスクと設備の故障など運営面でも多大な支障が生じている状況である。

また、県内唯一の専門機関でありながら、多様化、複雑化、重度化する入院児童の状況に応じた高度医療、個々の障がいに応じた対応が十分にできないなどの状況にあり、こうした課題を改善する必要がある。

(5) 機能統合による付加価値の創造

本県の発達支援体制の現状や課題を踏まえ、草の実とあすなろを機能統合することで、専門機能を高めるとともに、さらに発展させ、子どもの発達支援の拠点として位置付ける必要がある。

統合にあたっては、管理部門等の一元化等による効率的な運営が必要である。

一方、統合による人材の集積、専門性の共有、ノウハウの応用、専門職相互の研鑽、地域支援への波及などの相乗効果が考えられる。

さらに、発達支援の拠点として、両施設の情報やデータの集積、心身の発達支援の研究、情報発信、専門スキルの地域への還元など、新たな価値の創造に取り組む必要がある。

(6) 三重県地域医療再生計画における一体整備の位置づけ

地域医療再生臨時交付金が追加で交付されることになり、三重県の地域医療再生計画の一つとして、三重県医療審議会地域医療対策部会において、現状や課題を踏まえ草の実とあすなろの一体的整備により「こども心身発達医療センター(仮称)」を新たに創設することが承認された。

この計画を具体化するにあたっては、三重こども病院群との連携は不可欠であり、創設に際し、専門機能をより効果的かつ効率的に発揮し、三重こども病院群との連携・補完により、より良質かつ高度な医療サービスの提供に取り組む必要がある。

3 本県がめざす発達支援の体制

(1) 本県の発達支援体制の強化に関するあるべき方向性

本県に住む子どもたちに良質で最適な医療・福祉サービスを安定的かつ継続的に提供することで、子どもたちの充実した生活と健やかな成長の実現に向け、次のとおり、発達支援体制の強化を図る。

- ①総合的な拠点としての一体整備
- ②三重こども病院群と連携を強化
- ③地域の医療機関との連携を強化

- ④地域の支援体制充実のための支援を強化
- ⑤発達支援の拠点にふさわしい新たな取組

(2) 「こども心身発達医療センター(仮称)」としての整備

めざす発達支援体制の実現に向け、次の3つの機能を備えた中核施設として整備する。

①「こども・家族への直接支援機能」

- ・ 専門性の高い診断・療育・訓練機能
- ・ 重度化・重複化しているケースに対応できる体制づくり
- ・ 専門人材の確保・育成
- ・ 治療後に安心して地域での生活に移行できる環境づくり
- ・ 専門性を活かした相談機能の充実

②「市町・地域への支援機能」

- ・ 地域での支援機能を充実するための支援人材の育成や体制づくりへの支援
- ・ 地域での相談・療育・早期発見のための支援機能の充実
- ・ 地域の支援機関に対する支援・指導・助言による地域の療育機能の向上

③「よりよい発達支援体制の構築」

- ・ 県民に対する障がい等の理解促進・啓発活動
- ・ 県内における療育支援についての情報集約・分析・提供機能の構築及び、必要な施策の検討
- ・ 県全体での療育ネットワークの構築

(3) 拠点機能の実現に向けた整備条件・留意事項

- ① 機能の一元化による効率化及び高度化に取り組む。
- ② 施設や機能の共有による効果的な活用
- ③ 現在のニーズにあわせた部屋・設備の整備とともに、将来も見込んだ多様なニーズに柔軟に対応可能な施設設備に努める。
- ④ 三重こども病院群（高度な小児医療）との連携により、
 - ・ 地域の医療機関からの信頼性を確保し、地域の診療機能を向上させる。
 - ・ こども心身発達医療センター（仮称）に不足する医療機能へのバックアップ
 - ・ 協力・連携のしやすさを重視した施設整備

4 整備予定地の検討

(1) 整備予定地の諸条件の整理

① 現地及び移転候補地の検討

整備予定地の候補として現地がある。一方、三重こども病院群と連携しやすい新たな適地に整備することも考えられる。現地以外の場合も含めて比較検討

し、整備予定地を選定する。

② 移転候補地に求められる条件

候補地選定にあたり以下の前提条件が必要

ア 現行敷地面積以上の面積を有する一区画の土地で、県有地もしくは施設整備を前提として、土地の一括取得ができ、かつ取得期間を要しないこと

イ 施設整備に付随する要件として、義務教育の就学が容易なこと

ウ 保健医療計画における医療圏の変更とならないこと

エ 三重こども病院群と連携が容易なこと

移転候補地の選定にあたり、上記条件をもとに移転候補地を絞る。

(2) 候補地の比較検討

① 整備にあたっての論点整理

現地整備案と移転整備案について、比較検討を行う。

現地以外の候補地がある場合、6つの評価項目による総合評価を行う。

ア 立地条件（法規制、上位計画との整合性、防災・安全性、交通利便性、周辺環境）

イ 関連機関との連携条件（高度医療機関、教育機関、その他機関）

ウ 開発・建築の容易性（用地確保、開発手続き、建築）

エ 事業化スケジュールの適合性（工事着工時期、開院時期）

オ 経済性（用地取得費、工事費、財政負担）

カ 工事中の影響（利用者、周辺地域、現行の診療機能等）

② 6つの評価項目ごとに4段階評価（◎優れている、○比較的優れている、△課題有り、▲課題多い）を行う。

(3) 総合評価による整備予定地の選定

① 総合評価の基本的な考え方

検討の結果を踏まえ、現地及び移転の総合評価を行い、整備予定地を選定。4段階評価ごとに評価点を付与。その合計点により総合的に評価する。

② 評価点に重み付けを付与する場合

評価点に重み付けの倍率を乗じて評価することが考えられる。また、評価の重み付けをする評価項目3点を想定。（三重こども病院群との連携、工事着手時期、利用者配慮）

(4) 整備に向けたスケジュールと留意事項

① 工事着手

地域医療再生計画では、平成25年度中に工事に着手することが要件とされている。

② 円滑な整備に向けて

・平成25年度中に工事に着手するため、用地測量や地質調査、施設の基本設

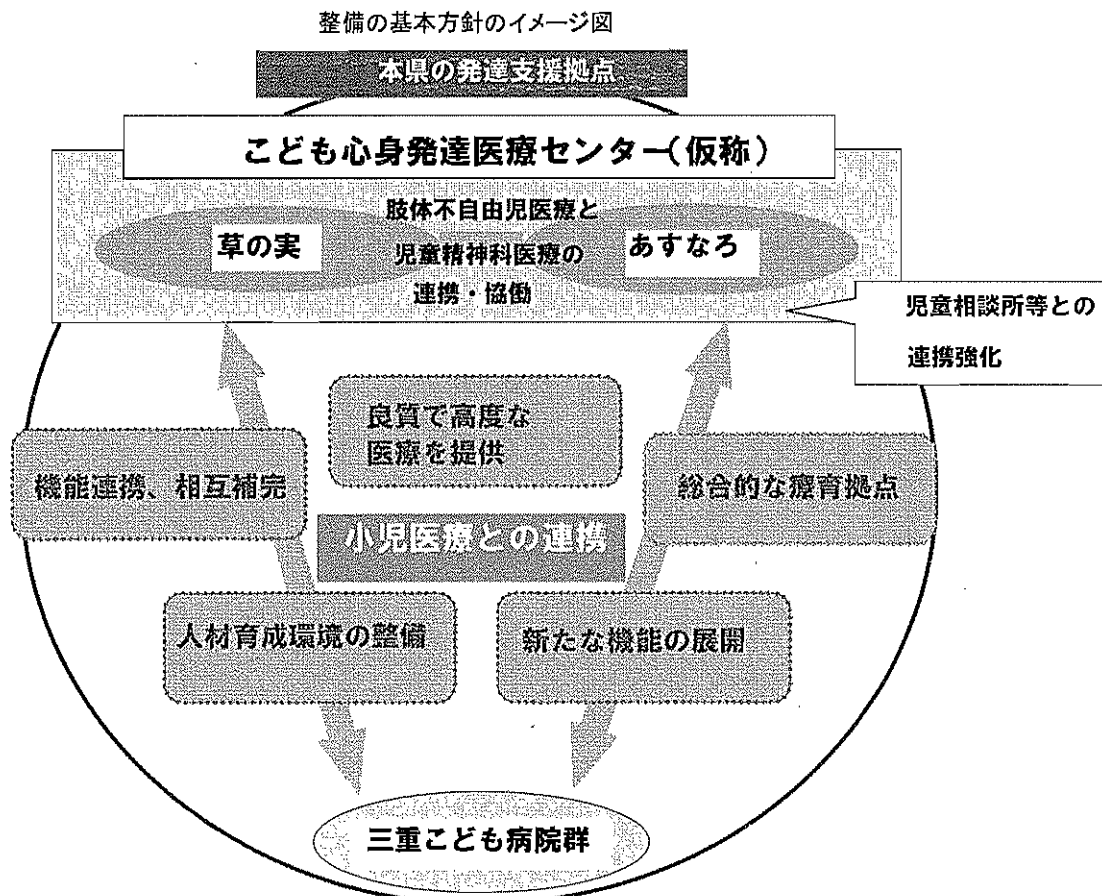
計や実施設計、造成設計などを円滑に進めていく必要がある。

- ・ そのためには、PFI 手法のような業者選定に時間を要する民活手法を導入することは困難であり、また、施設の設計業務も基本設計と実施設計を一括して発注することが望ましいと考えられる。
- ・ 造成工事が必要な場合は、造成設計と基本・実施設計は連携しながら進める必要がある。

5 基本的な考え方と整備内容

(1) 整備の基本方針

一体的な整備により、両施設の協力や機能の相互利用を進めるとともに、連携しやすい環境を生かし、子どもに対する総合的な相談・医療・福祉の「発達支援の拠点」をめざす。



(2) 「こども心身発達医療センター(仮称)」の機能及び整備内容

- ① 現在の両施設の施設延床面積の合計(約 15,000 m²)を参考に、集約できる機能や基準に合った施設や新たな機能に必要な面積を整理し、適切な規模を設定。
- ② 想定する診療科目は、現行機能を基本に検討(現行:整形外科、リハビリテーション科、児童精神科、小児科(入院のみ))

想定する定員は、現状の入所状況及び地域医療再生計画の要件を勘案し、現行140床の10%減の126床未満を見込む。

6 今後検討が必要な課題

- ・教育機関
- ・聴覚障がい児に対する支援体制

(参考 1)

○整備に関する予定スケジュール(案)

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
基本計画	各種調査					
	基本設計・実施設計					
	造成設計・実施設計					
			造成・建築工事			
						開院 予定

○事業費(案)

事業費概算額 (見込み)

整備計画	20,000千円
工事費 (設計・管理含む)	5,287,000千円
付帯整備費	348,000千円
事務費	75,000千円
合計	5,730,000千円

II 今後の予定

今後の予定は次のとおりです。

- 1 1月中 県議会へ整備候補地等について説明
- 2 1月16日 第5回こどもの発達支援体制強化検討委員会
(最終とりまとめ案への意見)
- 3 1月下旬 整備に関する所要額を、平成24年度当初予算案に計上

(参考 2)

こどもの発達支援体制強化検討委員会 名簿

委員長以外は五十音順

検討 委員会	役職	名前	備考
委員長	三重大学大学院医学系研究科 教授	駒田美弘	医療分野 (小児科)
委員	三重県肢体不自由児(者) 父母の会連合会会長	伊藤隆二	関係団体
委員	三重大学大学院医学系研究科 教授	岡田元宏	医療分野 (精神科関係)
委員	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科 教授	鈴木賢一	建築分野
委員	三重大学大学院医学系研究科 教授	須藤啓広	医療分野 (整形外科関係)
委員	三重県自閉症協会会長	中野喜美	関係団体
委員	鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授	藤原正範	福祉分野
委員	三重大学教育学部 教授	吉本敏子	教育分野

17 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成23年9月14日～平成23年11月21日)

(健康福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成23年9月15日、10月20日、11月17日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他5名
4 諮問事項	児童虐待事例等に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(13件) 2 過去の審議事例の経過報告を行った。(4件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県がん対策推進協議会
2 開催年月日	平成23年10月12日
3 委員	会長 内田淳正 副会長 濱田正行 他10名
4 諮問事項	1 がん診療連携拠点病院の現況報告について 2 三重県がん診療連携推進病院の指定に関する要綱の改正について
5 調査審議結果	1 がん診療連携拠点病院の指定を受けている6病院に関し、新入院がん患者数等の現況について事務局から報告した。 2 三重県がん診療連携推進病院の指定条件の緩和について改正案が了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会
2 開催年月日	平成23年10月12日
3 委員	会長 森下 達也 委員 石田 静代 他12名
4 諮問事項	(審議事項) 1 新しい総合計画「みえ県民カビジョン(仮称)〈中間案〉」 (報告事項) 1 県の健康福祉行政について 2 審議会・専門分科会・審査部会の構成と平成22年度の審議結果について 3 社会福祉施設等の施設基準等の条例制定及び県から市町への権限委譲について 4 第5期介護保険事業支援計画等の策定について 5 次期障がい者福祉プランの策定について
5 調査審議結果	(審議事項) 事務局案について説明し、意見を聴いた。 (報告事項) 委員改選後、初めての審議会であったため、審議に必要な基礎情報について説明した。また、検討中の条例制定や計画等の策定について報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	平成23年10月18日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他5名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定による医師の指定についての指定について
5 調査審議結果	6名(新規6名)の医師の指定の同意を得ました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
2 開催年月日	平成23年10月21日
3 委員	分科会長 藤原 正範 委 員 石田 静代 他10名
4 諮問事項	1 里親審査部会の審議内容の承認について 2 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正に伴う県の対応について
5 調査審議結果	1 すべての里親申込者が里親として承認された。 2 今後の県の対応方針について承認された。 3 「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告、その他6件について報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会医療法人部会
2 開催年月日	平成23年10月27日
3 委員	部会長 加藤 正彦 委 員 濱田 正行 他3名
4 諮問事項	社会医療法人の認定、医療法人の設立・解散について
5 調査審議結果	社会医療法人の認定、医療法人の設立・解散について審議を行い承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県准看護師試験委員会
2 開催年月日	平成23年10月27日
3 委員	委員長以下15名（試験問題の作成に関わるため、委員氏名は非公開）
4 諮問事項	准看護師試験問題（案）に対する三重県准看護師試験委員からの意見のまとめについて
5 調査審議結果	准看護師試験問題（案）の内容確認を行い、問題についての委員からの意見をまとめた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県聴覚障害者支援センター 指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成23年10月27日
3 委員	委員長 長友 薫輝 委員 清原 道子 他3名
4 諮問事項	1 指定管理者指定申請者からの応募概要説明(プレゼンテーション)及び 質疑応答(ヒアリング)について
5 調査審議結果	1について、ヒアリングを実施した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会地域医療対策部会
2 開催年月日	平成23年11月1日
3 委員	部会長 竹田 寛 委員 加藤 正彦 他12名
4 諮問事項	地域医療再生計画(拡充分)(案)について
5 調査審議結果	三重県地域医療再生計画(平成22年度補正予算による拡充分)案について、 国の有識者会議の意見、三重県地域医療再生基金(拡充分)の配分の考え方、 三重県地域医療再生計画(拡充分)(案)概要を説明し、審議を行ったところ、 計画案どおり承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会
2 開催年月日	平成23年11月8日
3 委員	会長 松本 純一 委員 久留原 進 他13名
4 諮問事項	第5期介護保険事業支援計画等の策定について
5 調査審議結果	諮問事項等について、説明、報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	平成23年11月9日
3 委員	委員長 澤 宏紀 委員 小林 篤 他3名
4 諮問事項	1 地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期計画（素案） 2 地方独立行政法人三重県立総合医療センター業務方法書（案）
5 調査審議結果	中期計画（素案）及び業務方法書（案）について説明を行ったうえで意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県聴覚障害者支援センター 指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成23年11月10日
3 委員	委員長 長友 薫輝 委員 清原 道子 他委員3名
4 諮問事項	1 指定管理者候補者の選定について
5 調査審議結果	1について、審議し、候補者を選定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会
2 開催年月日	平成23年11月14日
3 委員	会長 近藤 忠彦 委員 貴島 日出見 他12名
4 諮問事項	1 三重県障害者施策年次報告（平成22年度）について 2 三重県障害者自立支援協議会開催報告について 3 みえ障がい者共生社会づくりプラン（仮称）中間案について
5 調査審議結果	1、2について、説明を行ったうえで意見交換を行った。 3について、説明を行い、意見を聴いた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	平成23年11月16日
3 委員	会 長 土川 禮子 副会長 山本 征雄 他12名
4 諮問事項	パーキングパーミット制度について
5 調査審議結果	本県で導入を予定しているパーキングパーミット制度について、交付対象者の設定など制度内容の検討を行った。
6 備考	

